

事 務 連 絡
令和8年7月29日

各地方運輸局海事振興部船員労政課長
北陸信越運輸局海事部船員労政課長
神戸運輸監理部海事振興部船員労政課長
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課長

} 殿

(国土交通省)
海事局船員政策課雇用対策室長

令和8年熊本地震に係る船員の在籍出向の特例について

令和8年熊本地震により、乗組船員、休暇中の予備船員及び家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により乗組船員を確保できない船舶所有者が、その交替要員を短期間在籍出向の形態で配乗させる場合については、当分の間、下記のとおり特例措置を講じることとしますので、了知の上取扱に遺漏なきを期するとともに、貴局（部）管内の関係事業者に対する周知徹底を図り、指導に遺漏なきを期されますようお願いいたします。

記

1. 出向に係る特例措置

「船員職業安定法等の一部改正に伴う船舶管理会社及び在籍出向に関する基本的な考え方について」（平成17年2月15日付国海政第157号）別紙2の整理にかかわらず、次の①から④に掲げる要件を満たす場合は、船員職業安定法に抵触するおそれのない在籍出向として取り扱うものとする。

- ① 令和8年熊本地震に伴い、乗組船員、休暇中の予備船員の被災、家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により乗組船員を確保できない船舶所有者に対して行うものであること。
- ② 出向先事業主が、船員職業安定窓口への求人の申込や船員派遣事業者からの派遣船員の受入等、通常、船員を配乗するためにとるべき努力をしても、なお、必要な乗組船員を確保できないこと。
- ③ 在籍出向の期間は、当面3月程度とすること。
- ④ 中間搾取や強制労働のおそれがないものであること。

2. 特例措置に係る確認等

特例措置に基づく在籍出向を行おうとする出向元事業主は、あらかじめ、地方運輸局（神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局を含む。）、同支局又は海事事務所の船員職業安定法事務担当課において、１．①から④についての確認を受けるものとする。

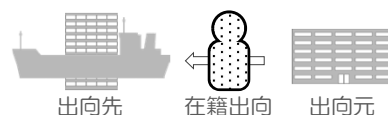
この場合の確認及び雇入契約の成立等の届出の際の事務取扱等については、別途通知する。

～ 船員の在籍出向の特例を設けました ～

令和8年熊本地震により、乗組船員、休暇中の予備船員及び家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により乗組船員を確保できない船舶所有者について、交替要員を在籍出向の形態で配乗させる場合の特例を設けました。

これまで、在籍出向については、緊密な資本関係があり、技術指導、人事交流等の目的で実施されるものに限り、船員職業安定法上問題ないものとして認めていました。

震災の特例として、新たに選択肢を増やしました。



次の要件を全て満たすものとして地方運輸局等が確認した場合、船員職業安定法上問題のない在籍出向として、新たに特例として認めることとしました。

要件

- ① 令和8年熊本地震に伴い、乗組船員、休暇中の予備船員の被災、家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により、乗組船員を確保できない船舶所有者に対して行うものであること。
- ② 出向先事業主が船員職業安定窓口の求人の申込みや船員派遣事業者からの派遣船員の受入れ等、通常、船員を配乗するためにとるべき努力をしても、なお、必要な乗組船員を確保できないこと。
- ③ 在籍出向の期間は当面3月程度とすること。
- ④ 中間搾取や強制労働のおそれがないものであること。

まずは運輸局・運輸支局等の船員職業安定窓口にご相談下さい。



事 務 連 絡
令和8年7月29日

各地方運輸局海事振興部
船員労政課長等
各地方運輸局海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課長等

} 殿

(国土交通省) 海事局船員政策課
雇用対策室長
労働環境対策室長

「令和8年熊本地震に係る船員の在籍出向の特例について（令和8年7月29日付事務連絡）」の適用について

標記については、「令和8年熊本地震に係る船員の在籍出向の特例について（令和8年7月29日付事務連絡）」により通知したところであるが、その取扱に当たっては、下記に十分留意のうえ、遺漏なきを期されたい。

記

1. 特例措置の確認等

- (1) 地方運輸局（神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、同支局又は海事事務所の船員職業安定法事務担当課（以下「船員労政担当課」という。）は、「令和8年熊本地震に係る船員の在籍出向の特例について（令和8年7月29日付事務連絡）」（以下「事務連絡」という。）
 2. の確認を、雇入契約の成立等の届出前に在籍出向契約書等によって行うものとする。
- (2) (1) の確認の際には、令和8年熊本地震に係る船員の在籍出向確認書（様式1）（以下「確認書」という。）を提示させるものとする。
- (3) 船員労政担当課は、(1) の確認により、出向元事業主が行おうとする在籍出向が、事務連絡1. ①から④に掲げる要件を満たすと認めた場合には、(2) に掲げる確認書の地方運輸局等確認済欄に官庁印（様式2）を押印し、これを返却するものとする。なお、当該確認書の返却の際には、雇入契約の成立等の届出時に当該確認書を窓口に提示するよう指導するものとする。
- (4) 船員労政担当課は、(3) で押印を行った確認書の写しを本省海事局船員政策課雇用対策室に送付するものとする。

2. 雇入契約の成立等の届出の際の事務取扱

(1) 船員職業安定法の船員派遣事業等に係る雇入契約の成立等の届出に際し留意すべき事項については、平成17年3月25日付け国海働第260号により通知しているところであるが、事務連絡に基づく今般の特例については、以下のとおり取り扱うものとする。

① 関係書類の記載要領について

イ 雇入（雇止）契約届出書

- ・ 船舶所有者毎に届出書を分け、提出させること。
- ・ 『船舶所有者の住所及び氏名又は名称』欄には、「出向元船舶所有者の住所及び氏名又は名称（在籍出向元（特例））」を記載すること。
- ・ 雇入年月日等を記載した下部の空欄に「出向先：出向先船舶所有者の氏名又は名称」を記載すること。

ロ 雇入契約変更（更新）届出書

- ・ 上記と同様に記載すること。

ハ 海員名簿

- ・ 出向先の船舶所有者が作成し、一冊の海員名簿にとりまとめること。
- ・ 第四表の労働条件等を記載した下部の空欄に「（出向元船舶所有者の氏名又は名称（在籍出向元（特例））」を記載すること。
- ・ クルーリストは、当該船舶に乗り組む船員すべてを一のクルーリストに記載させ、事務連絡の適用を受ける出向船員については、クルーリストの『区分』欄に「在籍出向元（特例）」を記載すること。

ニ 船員手帳

- ・ （六）雇入契約関係の『船舶所有者の住所及び氏名又は名称』欄には、「出向元船舶所有者の住所及び氏名又は名称（在籍出向元（特例））」を記載すること。

② 提示すべき追加書類について

確認書

- ・ 1. （3）により押印を受けていること。この場合、在籍出向契約書の提示は不要である。

(2) 地方運輸局、同支局又は海事事務所の船員法事務担当課は、(1)に掲げるもののほか、事務連絡に基づく在籍出向の雇用形態に係る雇入契約の成立等の届出の手續について、事務連絡に基づき極力弾力的に行うものとする。

3. その他

1. 及び2. に掲げるもののほか、事務連絡に基づく在籍出向に係る手續について不明な点がある場合には、本省（1. については船員政策課雇用対策室、2. については船員政策課労働環境対策室）あて照会されたい。

令和8年熊本地震に係る船員の在籍出向確認書

1. 出向元事業主

①名 称			
②住 所			
③電話番号		④担当者氏名	
⑤出向船員数	名	⑥出向期間	

2. 出向先事業主

①名 称			
②住 所			
③電話番号		④担当者氏名	
⑤出向船員氏名	⑥出向船員を受け入れる理由		
(記載例) 〇〇 〇〇	〇〇丸船員の親が被災し、乗船できず、交替要員が確保できないため。		

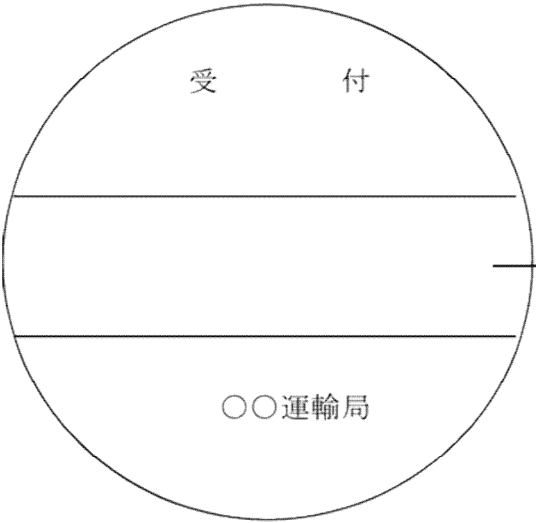
地方運輸局等確認済欄

(注)

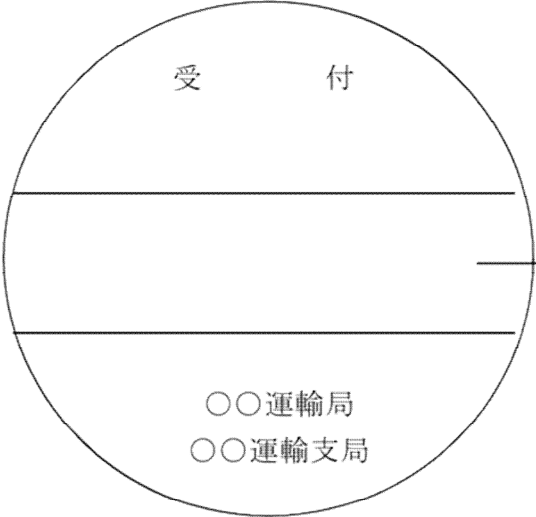
新規に確認を受けようとする場合は、出向先1事業者について1部作成するものとし、当該確認書の内容を変更する場合又は当該確認書を紛失した場合は、再度船員労政担当課において新規の場合と同様、雇入契約の成立等の届出前に確認を受けるものとする。

地方運輸局受理印

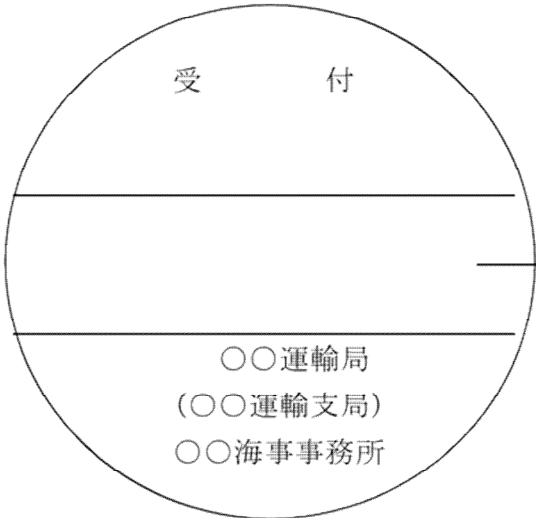
（
地方運輸局長
）



（
地方運輸局運輸支局用長
）



（
地方運輸局海事事務所用
）



（
受 付
年 月 日
）

直径 21 ミリメートル